

会議名 議会運営委員会

日時 令和元年6月10日(月) 午後1時30分～午後2時37分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 須藤智子 副委員長 鬼頭博和 委員 片岡健一郎
委員 堀 巖 委員 榊谷規子
委員外委員 水野忠三

陳述人 甲山海緒

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
請願第4号	北部・仙名・あゆみの家の統廃合具体化にかかる附属機関 設立の請願	継続審査

議会運営委員会（令和元年6月10日）

◎ 委員長（須藤智子君） それでは、定刻になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

当委員会の案件は請願1件であります。

それでは、審査に入ります。

請願第4号「北部・仙奈・あゆみの家の統廃合具体化にかかる附属機関設立の請願」を議題といたします。

請願者より意見陳述をされたいとの申し出がありましたので、これを認めます。

意見陳述をお願いいたします。

◎ 陳述人（甲山海緒君） よろしくお願ひします。

陳述の前に1点、請願の書類で修正をお願いしたい部分がありまして、表題の北部・仙奈・あゆみの家の統廃合具体化にかかる附属機関設立の請願というタイトルと、請願項目の一番最後、市民本位の附属機関創設を求めますというところで、創設と設立でちょっと表現が違っているのので、「創設」を取り消して「設立」に訂正をお願いしたいです。

◎ 委員長（須藤智子君） これって当日でできるんですか、修正って。局長、いい。

[発言する者あり]

◎ 委員長（須藤智子君） 前もって出してもらうならあれだけど、どうでしょうか。

[発言する者あり]

◎ 委員長（須藤智子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎ 委員長（須藤智子君） 議会を再開いたします。

陳述人の方、お願ひします。

◎ 陳述人（甲山海緒君） よろしくお願ひします。

◎ 委員長（須藤智子君） 先ほどの訂正をしないとイケないよ。

◎ 陳述人（甲山海緒君） 修正はしなくてということでお願ひします。

では、陳述をさせていただきます。

本日は陳述の機会をいただきありがとうございます。

また、市議会議員の皆様には貴重なお時間をいただき、この請願に対し、一緒に考えていただけたことに感謝いたします。

今回の請願は、私が代表を務めます市民団体いわくら保育保存会と、65名

の賛同者より初めて訴えさせていただく政策提案です。

私たちは公立保育園適正配置方針案を決める懇話会に参加、傍聴してきましたが、基礎資料である保育園、認定こども園の利用実態等に関するアンケート調査の段階から市民参加のあり方に疑念を持ち続けています。

平成30年5月26日に行われた公立保育園、認定こども園の保護者等を対象にした懇談会の参加者は、保育園統廃合に関して説明されることや、統廃合に関して話を聞いてもらえる機会だと期待していましたが、期待したものと違うワークショップが進められ、肩透かしを食らい不満が出ていました。

平成30年7月14日に保育園父母の会連絡会で行われた岩倉市公立保育園適正配置方針の考え方案についての御意見シートの回答でも、この方針に対し、矛盾している文や説明が多いことや、説明や対応の遅さに対して指摘されています。

この請願の賛同者から、これだけ不安だと言う人がいる中で、このまま進めるといえるのはよろしくないと思います。いま一度市民全体を対象として意見を求めて決めていくことを希望します。このまちの保育園のこれからのあり方について、市民の意見がどれだけ反映されているだろうか。あるいは市民がどれだけ考え、議論し合っているだろうか。統廃合は市民が要望したことでもないのに、とても性急に勝手に議論が行われ、行政が完全に主導し、暴走している感が私にはあります。納得いく対話で子どもたちによりよい施設をつくってほしいです。だからこそ対話の場をとったメッセージをいただいています。

岩倉市公共施設再配置計画案のパブリックコメントで、51件中25件が保育園に関するものであったことも、市民の中で大変関心が高いことが証明されました。市議会議員の皆様からも保育園の統廃合についてたびたび質問をしていただき、市民の声を聞いているという執行機関の回答がされていますが、回答とは異なる内容のパブリックコメントが集まっているのはなぜでしょうか。

岩倉市公立保育園適正配置方針では、1園当たりの規模70から130名が適正規模とされていますが、その根拠について、法的にも学術的にも証明されていない、執行機関側の希望する適正規模であると受け取れる回答もありました。市民から多く上がっている小規模園の存続を希望する声も考慮いただけない規模です。曖昧な適正規模を指針として公立保育園の統廃合を進めるのは、本当に危険だと感じます。岩倉市議会として適正規模を検証していただきたいです。

適正規模は、岩倉市で暮らす市民と園に通う子どもたちの人権を考慮して、

岩倉市に合った規模を決定する必要があると考えています。多様な個性を持った子どもたちが何人も排除されず、温かな保育環境を与えられ、その子に合った園を選べるよう考慮した適正規模を市民参加のもと考えていただきたいです。

執行機関が設置する会議のあり方に対し、市民の不安があることは事実です。市民の代表である市議会に、市民が安心して参加できる安全な附属機関の設立を求めます。そのために議会基本条例へ附属機関を設置することができるといった条文の改定を求めます。

以上です。ありがとうございました。

◎ 委員長（須藤智子君） 意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

◎ 委員（堀 巖君） 若干補足説明をします。

本会議の提案説明で朗読でもってかえさせていただきましたけれども、その最後のところに、この附属機関というのは、地方自治法の規定している138条の4第3項の附属機関とは違うという説明をしました。

というのは、ちょっと私の調べた範囲では、なかなか全国的に議会で附属機関を置いているところは少なく、過去、三重県議会が置いていたぐらい、あと北海道のどこかのまちが置いているというのをちょっと耳にしたことがありますけれども、三重県議会の例を出しますと、議長の諮問機関として議会基本条例の第12条に、議会は議会活動に関し、審査、諮問、または調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより附属機関を設置することができる、という条文があります。

何が言いたいかという、議会基本条例や自治基本条例が世の中に出てきたことによって、法源というどこをよりどこにするかというところについて、今までは自治法であるのが主流、普通の考え方であったわけですが、地方分権が進み、憲法と呼ばれる自治基本条例や議会基本条例が出てきた。それを法源としていろんな法体系が構成されていくという、そういうことが一方では考えられるようになったということが大きい変化だというふうに思います。

ということで、法律には書いていないけれども、執行機関に設置することができるというふうに書いてあって、議会にはできるとは書いてないけれども、それを直ちに、だからといってできないということではないという解釈が行われるようになってきました。なので、三重県議会も議会基本条例でこういった条文を独自に設置してやっていると、そういう実例があるということも補足として説明したいというふうに思います。以上です。

◎ 委員長（須藤智子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎ 委員（片岡健一郎君） 済みません、質問させてください。

人権保育という言葉が請願趣旨、また請願事項にも出てくるんですけども、この人権保育という言葉は、どういった意味を指すのか教えてください。

◎ 陳述人（甲山海緒君） 人権保育とは、障害を持った子であっても、園に適応がなかなかできない子であっても、排除されずに公立保育園では保育がされています。加配保育であったり、希望があれば別室で保育を受けるなどのサービスを受けることができます。

しかし、懇話会の中で民間園の経営者の方から、うちは加配ができないという、今後も加配を取り入れることができないという発言があったので、実際にその園は加配をされていない園だったので、何人も排除されずというところに民間では難しい部分があるという実態が、今、岩倉市内の保育園では出てきています。以上です。

◎ 委員（片岡健一郎君） そういったことを踏まえての請願ということはわかりました。

次に、請願趣旨の中にあります「市の財政を中心に outsourced された公立保育園を維持するための規模ではないか」というこの文言なんですけれども、その辺はなぜそう思われるのか、教えてください。

◎ 陳述人（甲山海緒君） 懇話会の中で、たびたび公立保育園の維持が困難であるからということの説明を受けてきました。また、市議会議員の堀さんとか、梶谷さん、木村さんもかな、あたりが執行機関に対して、この保育園の適正規模についての質問をされているんですけども、そういったところにも、特に根拠がない回答がされてきています。

そういった点でも、今後、7園を維持していくのが困難な部分から適正規模が決められて、保育園の数を減らしていくという方針が決められていったと私たちは考えています。

◎ 委員（片岡健一郎君） ごめんなさい。70人から130人という規模の根拠、これが財政を中心に outsourced された数字じゃないかということだと思ってしまうんですけども、その根拠というのはどうお考えですか。

◎ 陳述人（甲山海緒君） この公立保育園適正配置方針案に係る懇話会で、懇話会が始まる前に、私立園も公立園も全ての園に通うお母さんたちからアンケートで集計されている結果があります。その中で最も満足度の高い保育園は、公立保育園の西部保育園として出ています。西部保育園は50人規模の

小さな園で、建物も決してきれいでもありませんし、本当にぼろぼろの保育園なんですけど、その規模をいいとして遠方から西部保育園を選んで入っているお母さんたちもいるような園です。

パブリックコメントにしても、小規模園の重要性を訴えているお母さんたちの声は確実にたくさんあります。そこで70人から130人という市が出した適正規模と、お母さんたちが望んでいる50人規模の保育園を残してほしいというところに合意形成ができていない部分がある。合意形成というのか、できていない部分があることがわかっています。

◎ 委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

ちょっと僕の聞いた答えとはあれかなという思いがしたんですけど、多分、財政からこの70から130というのは導き出してはいないんじゃないかなと僕は思います。

当然、御存じだと思いますけれども、公立保育園の適正配置方針というのが出されていて、その中での適正規模の考え方の根拠という数字を見ますと、その根拠が示されているのかなというふうにも感じますし、国の基準や近隣市町の基準とも比較しても、岩倉市は非常に手厚い保育をされているんじゃないかな。この70から130になっても、その手厚い保育の基準は守っていくというふうに明記されていますので、その70から130がだめだという理由にはならないんじゃないかなと思いました。

◎ 委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございますか。

◎ 委員（梶谷規子君） 私も請願趣旨の中に込められている内容は、本当に同感する内容は多く、私もまた一般質問の中で公立保育園の、特にこの北部・仙奈・あゆみの統廃合については、最初の計画で本当に異議ありというか、やはりポストの数ほど保育園をとという運動の中でつくられてきた7つの保育園を守っていかなければ、子育てしやすいまち岩倉として、やはり一人一人の子どもたちを大切にしたい保育を、障害を持っている子も、本当に今、ボーダーの子というか、発達の緩やかな子、気になる子という子どもも本当にふえている中、ここで言う人権保育なのかな。私は一人一人を大事にした憲法13条に基づいた保育を継続していくためには、統廃合に異議ありという思いは一緒です。

ですが、紹介議員になれなかった理由として、非常に悩んだんですが、請願事項に市議会に附属機関を設置してほしいということがあり、附属機関とは何だろう、附属機関で設置するとどうなるんだろう、今後統廃合ではなく、本当に今の7つの保育園を北部保育園のあの場所で保育を継続してほしいという声はいっぱい聞いていますし、それを今度の質問でもやるんですが、ど

うしていったらいいだろうというのはずうっと私の中であって考えているんですが、だから、議会の中でということになれば、やっぱり議会で、まだまだ岩倉市議会の中では、手法としてまだ発展させていない専門家を呼んで公聴会を開いていくとか、市民の人たちも一緒に聞ける公聴会や、参考人の人を呼んで参考人招致とか、そういったことももっともってやっていく中でこの方向がどうなのかということは、議会の中でももっともって議論をし、検証をしていかななくてはいけないということは考えていますが、附属機関というのが、やはり地方自治法では、今、堀議員が言われたけれど、執行機関に置くのが附属機関ですよ。今、この進めている内容について、やっぱり附属機関でもう一度議論をとということを執行機関のほうに置くということではなく、なぜ市議会に附属機関をというところが納得がいかないというところで紹介議員にはなれなかったんです。

今、堀委員が言われた三重県議会とか、議会にも附属機関を置いているよというところも出てきていると言われましたけれど、議会に置いている附属機関というのは、議会基本条例をどう推進しているのか。議会活動に対して市民が、専門家の人たちがどう見ていくか、意見を言える場、審議をして調査をするということで、議会に対しての附属機関というのは、議会活動、議会運営、議員個人を含めて、議会に対しての調査、審議をする、研究をする、それでまとめて答申をするという、議会に対しての活動に対しては附属機関があるところが出始めたかもしれないけれど、今この進める方向というのは、やっぱり執行機関の中に置く附属機関ではないのかなあと。議会の中に置いて、今後どうしていきたいのかというところがいま一つわからないんですが、お考えを聞かせてください。

◎ 委員長（須藤智子君） これは請願者に質問ですか。

◎ 委員（梶谷規子君） はい。

◎ 陳述人（甲山海緒君） ありがとうございます。

私たちは、もう1年以上になりますが、執行機関側に置かれた会議のあり方をずうっと見てきました。やはり市民参加が十分されたとは言えないとずうっと訴えてきました。

執行機関側に置かれた附属機関、懇話会は附属機関ではそもそもなかったんです。懇話会は市民からの意見、話を聞く場だったはずなんですが、最終的に答申をしました。なので、私は住民監査請求を行いました。執行機関側に置かれた会議のあり方に対して、そもそも疑問があります。また、それに実際に参加したお母さんたちが、最終回の日にはほとんどが欠席をしました。都合が悪いので欠席をされたという表向きの理由はありますが、ああいう会

議体を続けていくとお母さんたちは身を守れません。矢面に立たされて生活していくことが困難になります。そういう会が執行機関側で行われてきたことに対して、私たちは疑問をずっと訴え続けています。

お母さんたちだけではなくて、公立保育園の保育士の先生や市職員も含んで、安心して自分の意見を発言できる場所をどこにつくったらいいかというのをずっと考えてくる中で、市民の代表である岩倉市議会に附属機関を置くことで、執行機関とは分離した発言ができる環境をつくれるのではないかというふうに私は考えています。以上です。

◎ 委員（榊谷規子君） そもそも附属機関というのは、専門家や市民の意見を行政運営に反映させるために、慎重審査・審議、調査などを行うために設置される機関であって、しっかり議論を経て、その会の総意として市に対して意思を表明していくところだと思っんですよ。やはりこの間の適正配置方針に係る懇話会の内容が、本当にそういう信頼がおけないような内容というか、附属機関にいろいろ反面、出てくる問題点ばかりが出てきたような、執行機関の判断を追認する御用機関みたいなどとか、執行機関の責任を転嫁するための隠れみのになる場合もあるとかというふうに、附属機関についての問題点とかというの也被言われていますが、そういった内容で、本当に行政の民主化の観点からきちんと住民の意思を十分反映させるような内容でなかったとか、第三者の視点を入れることによって、公正な行政執行を図るようなものにはならなかったことが、非常に見えてしまっただことだというふうに今思っんです。

だから、本来の附属機関というものの、本当にきちんと専門家、市民の意見をしっかり反映されたものにならない運営だったという問題の中でということのはわかるんですが、そこを議会につくるといっことがどうなのかといっところが非常に、議会に附属機関をといっところは、やはり議会運営に対して補完し、調査してもらっようなものだと思っので、そこら辺、じゃあ紹介議員に聞いていいでしようか。

◎ 委員（堀 巖君） なかなかイメージしづらいいと思います。要は地方自治法がこれまで想定してきていっ知見の活用であるとか公聴会といっものは、やはり国の官僚が考えてつくったものですよ。それは、学識者を中心とした組織体を想定していっんです。ただ、今回の請願に上がってきていっ附属機関といっものはそういうイメージではなくて、やはり市民本位、市民の方が中心となっ附属機関であって、今までの既成概念に捉われるとなかなかうまくのみ込めないのかなといっ気がします。

例えばサポーター制度を始めました。これも議会の言ってみれば大きい分

けで附属機関だと思うんですね。要は議会の機能強化的な、議員が携わっていない、入っていないけれども違う第三者的な組織というのを、広義で言うと附属機関だというふうに思います。

それから、さっき執行機関の附属機関がきちんと機能していればそれでいいかという話ではないという話なんですね。だから、さっきの陳述人でこれまでの執行機関の附属機関については、例えば最初は懇話会として任意の会議だったけど、いつの間にか諮問答申という、いわゆる自治法上の附属機関になってしまって、これは監査でもそういうふうに指摘されていて、集まった市民の委員さんはだまされたという感があるというのを僕は議会の中でも何回も言いました。

それに、例えば議事録の問題。これも、もし地域問題研究所に委託してなくて、きちんと職員が議事録のテープをとって議事録をつくっていたら、情報公開請求をしたって、その議事録が出てくるはずなんだけれども、今回は地域問題研究所にあるから岩倉市には不存在とって情報公開されなかった。そういったいろんなもろもろのことをひっくるめて、市民の中には不信感として募ってきたというふうに僕は見えています。

だからといって、議会に附属機関を置けば全て解決するわけではないというふうには思います。ただ、議会に対しても不信感は当然この間あって、請願についても、決定されても何もその後のフォローもないといったような話とか、そういった形でいろいろな改革の中で前進していくべきは多々あるんだけれども、事この附属機関に関しては、ちょっと違う視点で見ないとなかなか理解できないかというのは、ちょっと繰り返しになりますけれども、市民本位というところで、僕たちが今まで経験してきたような機関とはちょっと違うということを御理解いただきたいというふうに思います。

◎ 委員長（須藤智子君） 説明が終わりましたが、ほかに質疑はございますか。

◎ 委員（梶谷規子君） 済みません。サポーター制度のことも言われましたけど、サポーター制度は議会運営に関しての意見をもらうところですよ。だから、執行機関の今後の方向、計画に対してのというところではないと思うんですが、だから、議会に置くところは、議会の運営に対しての意見をもらうところじゃないかなというところで考えますが、いかがですか。

◎ 委員（堀 巖君） それも梶谷委員のつくった定義であって、それは附属機関の定義を勝手に考えてみえるだけではないかというふうに思います。

例えば、さっきも何回も言うけど、岩倉市の議会事務局は4人です。これは圧倒的に執行機関、二元代表制のバランスからいっても悪いし、議会の機

能強化という点では、そのためにサポーター制度もつくったんです。確かにサポーター制度の趣旨には、議会運営に関するということに規定しました。だけど、実際、サポーターさんから上がってくるのは、それ以外のもろもろの執行機関に対する意見であるとか、そういうのもきちんと意見してもらって、一部は市民サポーターに返している、そういう作業をこの間してきたわけですよ。それはやはり議会の機能強化につながっている部分だと思うんですね。

三重県議会は、その12条の後に13条ということで調査機関の設置という条文もあります。つまり、やっぱり議会としての弱い部分を、一方では附属機関を設置したり、調査機関を設置したりして、その定義について、これから多分、全国的にもどんどん変わっていくとは思いますが、榘谷委員が言うように、議会活動というのは結構幅広いと思います。だから、議会運営に関することだけが附属機関だというのは、ちょっと狭い考え方ではないかなというふうに私は思います。

◎ 委員長（須藤智子君） ほかに質問はありますか。

ただいま水野議員より、委員外議員の方から質問の要請がありましたが、許可してもよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

◎ 委員長（須藤智子君） よろしいですか。

じゃあ、水野議員。

◎ 委員外議員（水野忠三君） 発言をさせていただきます。

まず、関係者の皆様の日ごろの取り組みや思いについては敬意を表していると、それは改めて申し上げるまでもなく当然のことです。

その上で、紹介議員のほうから地方自治法138条の4について言及がございました。執行機関の附属機関についての規定でございますけれども、結局、平たく言いますと、紹介議員さんがおっしゃられていることは、議会の附属機関というのは地方自治法上で禁止されていないから、設置してもいいでしょうと、そういうことを、要するにセンテンスは長いですけど、おっしゃられておられる。

ただ、この138条の4というのは、制度についての規定でございます、執行機関の附属機関を置くことができると書いてあるのに対して、議会のほうには、あえてそのような規定がないというふうに解すべきであって、本来は地方自治法自体は、議会に附属機関を置くことについては消極的であるということをもっと申し上げたい。特別な事情があったりとか、ほかの事情で許されるような場合、もちろんこれから出てくるかもしれませんが、そもそも

のスタンスとしては、この138条の4については、制度設計、制度論でございますから、反対解釈になじむものではない。つまり紹介議員がおっしゃられているような、禁止されてないからいいでしょうという解釈に本来はなじまない規定でございます。

ですので、繰り返しになりますが、執行機関に附属機関を置くことができるという規定があるにもかかわらず、議会のほうにはそのような規定がないというふうに捉えるべきであって、いわゆる議会の附属機関というものについては、本来、地方自治法が想定していない、また積極的に推進・推奨しているものではない。そして、地方自治法でいうと202条の3で、これは執行機関の附属機関の庶務については、執行機関側が行うという規定がございます。この規定はもちろん執行機関の附属機関についてでございますので、執行機関が庶務を行うというふうになっているんですが、もちろん議会の附属機関については、そのような規定がございません。

類推が許されるのであれば、議会に置かれる附属機関というのが仮に許されるとした場合には、議会事務局が庶務をつかさどることになるかと思いますが、岩倉市の場合、先ほど紹介議員が言われたように、議会事務局の人員が4名という現状がございます。その中で附属機関の庶務、膨大にわたる可能性がある庶務について、議会事務局が負うことになれば、議会機能強化ではなくて、むしろ阻害要因になるという可能性も考えなければいけない。

それからあと、地方自治法のお話をされておられましたけれども、地方自治法上規定がない、そういう機関を設けるということであれば、違法であるとか、場合によっては違憲であるとか、その訴訟が提起された場合に対応しなくてはいけないリスクが生じてまいります。そういうことについても、慎重であるべきだというふうにもまず考えております。

それからあと、地方自治法の話が先ほどありましたので、もう一言だけつけ加えさせていただくと、地方自治法の100条の2という条文で、いわゆる学識経験者等による専門的事項に係る調査という規定がございまして、これについては、平成18年6月7日の通知がございまして、複数の学識経験を有する者に合同で調査とか報告を行わせることも可能であるという通知が出ていますので、議会に設置する附属機関というのは、必要性もないということを申し上げさせていただきたい。

これは、今回、請願をされている方のごろの取り組みや思いや、保育に対するさまざまなことについて否定するものではございませんが、その目的を達成するための手段として、議会に附属機関を設置することは、まず必要性がないということと、許容性についても、違法や、あるいは違憲の訴訟が

提起されることを、訴訟リスクを覚悟しなければいけない可能性が出てくるということ。それから、あとは代替の措置として100条の2という規定がございませぬので、専門家の意見をしっかり取り入れることは可能であるということになります。憲法論などはまた別論になりますので、また発言の機会があったら言います。

◎ 陳述人（甲山海緒君） ありがとうございます。

私もいろいろ勉強してきて、今回、私たちが求めるものが前例がないものであるということはわかっています。前例がないからこそ、消極的だからこそ、今回請願として提出させていただいています。

岩倉市は全国4位、愛知県1位の議会改革を進めてきた議会ですよね。その中で、市民が市民の声として新しくこういったことをやってくださいという話をきょうここでしています。そのために岩倉市議会の基本条例を改定してくださいと話しています。

今回の請願は、こんなに大事になるとは思わなかったほど他市他県から注目を浴びています。私がネットで署名を募りました。それをたくさんの方が拡散をしてくださいました。議会に附属機関を置くということが、一般的な常識的なことから離れているということを理解して、全国4位、愛知県1位の岩倉市議会がこの請願をどう扱うのかを見えています。すごくそれを感じています。なので、私もすごくプレッシャーを今感じています。

今まであったものをこういうふうにしてくださいという請願ではないです。新しい取り組みの一つとして考えてほしいというふうに訴えています。

◎ 委員外議員（水野忠三君） 改めて質問が繰り返しになることをお許しいただきたいんですけども、思いや願いというのは受けとめさせていただいているような気持ちもございませぬが、その目的を達成させるための手段として、議会に附属機関を設置するのは妥当かどうか、その点についてどのように思われているかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

その目的や願いや、そういうものはもちろんおありだと思ひますけれども、その目的を達成するための手段として、議会に附属機関を設置するというのが妥当かどうかということをお聞きしたい。

これは新しい、あるいは新しい発想とおっしゃられていますけれども、もちろん憲法などの上位の規範といいますか、そういうものに反することはできないわけがございませぬして、憲法92条の地方自治の本旨とか、いろいろありますけれども、憲法93条の1項に、まず議事機関として議会がしっかり設置をされており、そして2項で直接住民がこれを選挙すると、直接選挙が規定をされているわけですから、まずその議事、あるいは民意を反映するという

のは、議事、あるいは議会においてなされるべきであって、それをまず第一義的に考えて、その上でということになると思います。

そして、これについては、やはり法律の範囲内という規定がございますので、94条の条例制定権についても法律の範囲内ということがありますので、まず法律が今回のような具体的な政策問題について、議会に附属機関を設置することを法律が許容しているかどうか、これを考えなければいけない。

それで、仮に例えば岩倉市で条例が改定され、そういうふうになったとしても、それは違法ではないか。場合によっては違憲ではないかというような議論が提起されてくるような事態も想定されなくはないと。そういった中で、この議会に附属機関を設置することが目的に合致するのかと、手段達成のために最適の手段なのかということをお伺いしたい。

◎ 委員長（須藤智子君） 御静粛にお願いします。

◎ 陳述人（甲山海緒君） 私は議員ではないので、議会がどうあるべきかとか、議会でどうしているかとか、そういったことを私に言われてもちょっとわからない部分であります。

市民参加なんです。岩倉市は市民参加を求めている市のはずなんです。それは、どの条例を見ても市民に本位であって、市民の意見を聞く場、市民の意見をもっていろいろなことを決定するというふうにどこを見ても書かれているにもかかわらず、懇話会で出た適正配置方針が本当に市民の声をもとにできたのかというところに疑問がとてもあります。

何か直接選挙とか、法律とか、ちょっと大分ぐるぐる回っているんですけども、私は市民の声を今届けているので、例えば議会基本条例に附属機関を設置する旨の条文を書き加えることで、なぜ市民が訴えられなきゃいけない状態になるのか... ..。

◎ 委員外議員（水野忠三君） 市民じゃない。

◎ 陳述人（甲山海緒君） だから、市民が参加できる、市民本位の目的達成ですよ。市民本位の会議体を設立して、市民本位の答申をとる会議体に対して、法律が絡んで市民が違法な立場になるようなことがなぜ起こるのか、ちょっとよくわかりません。

◎ 委員（堀 巖君） ちょっと補足します。

水野議員にちょっと言いたいんですけども、違法とか違憲とか、そういう話を言うんだったら、今の問題よりずっと大きい問題を岩倉市は抱えていて、つまりそれは何かというと、岩倉市の自治基本条例です。あれをつくったときには全国的に攻撃を受けました。片岡市長のもとに僕は中心でやってきたけれども、あれが違憲だといって自民党系のそういう団体からユーチ

ューブでも攻撃され、いろんなどころで監査請求も出され、いろんなことがありました。

だから、違憲の可能性があるから、それがすなわち政策的に前に進めちゃだめだという話ではなくて、現にもう岩倉市は自治基本条例をつくり、その前に議会基本条例をつくっている自治体なんです。それをまず押さえて発言したほうがいいと思います。

◎ 委員長（須藤智子君） まだありますか、水野さん。

◎ 委員外議員（水野忠三君） ちょっと条例のお話が出ましたけれども、繰り返しになりますけれども、条例自体は法律の範囲内であるということは憲法上の要請ですので、それはまず確認をしたいと思っておりますけれども、そもそも議会が何であるのか、なぜあるのかということを考えていただくと、公選によって選挙されて、特に地方議会の場合は住民が直接これを選挙するというところで、いわゆる公選された者がその責任において議事を進めるということに意味がもちろんございます。

その上で、経験がもちろんお持ちで、日ごろ取り組まれて思いもおありになる、そういうことはしっかり受けとめさせていただかなければいけませんけれども、いわゆる民主的正統性という問題がどうしても生じてまいります。民主的正統性というのは、やはり民主主義の根幹でございます、いわゆる公選されていない者が、例えば政策形成にどの程度関与できるのかということについては、一定の配慮が当然必要になってくるのではないかと。議会の附属機関の意見に法的に拘束されるのはもちろん論外ですけれども、事実上、その結果を追認するような形で議会での議論が形骸化してしまうことは、やはりこれは民主主義の根幹にとっても問題ではないかと。

つまり附属機関で審議が尽くされてしまって、議会における議論が、要するに追認するだけという形になってしまえば、公選された議員が議事を行う、いわゆる議事機関としての議会のあり方にもかかわってまいりますので、これは当然憲法上の要請に乖離してくる、そういうことも考えなければいけないと思っております。

繰り返しになりますけれども、この質問ということで今行っているわけですが、議会の議員が本来、もっと積極的にしてくださいということだったら理解できるんですけれども、議会の附属機関を設置して、そこで審議をするということにしてくださいというのは、目的を達成するための手段としてはどうか。これはやはり思いとか願いとか、こういうふうにしたいということでは理解できるんですが、その目的を達成する手段としてはいかなものかというふうに考えるんですが、その点について御意見をお伺いしたいと思いま

す。

◎ 委員長（須藤智子君） 発言中ですから、ちょっと静かにしてください。

ちょっと水野議員さん、今何回も同じことの繰り返しになりますので、また請願者のお答えも多分一緒だと思いますので、ほかに質問があれば... ..

◎ 陳述人（甲山海緒君） 水野さんに1点だけ確認したいことがあるんですけど、いいですか。

◎ 委員長（須藤智子君） 水野さんに確認ですか。

◎ 陳述人（甲山海緒君） はい、今の話を受けて。

今、丁寧にいろいろと教えていただいて、本当にありがとうございます。

今、私は水野さんからの質問というか提案を受けて、この請願は取り下げべきなのかというふうに感じました。請願を取り下げたほうが良いというアドバイスであったと受け取っていいですか。

◎ 委員長（須藤智子君） 何も言ってないよ、そんなこと。

◎ 委員外議員（水野忠三君） まず確認ですが、請願を取り下げるか、取り下げないかというのは請願者の御判断ですので、私が何か言う立場ではございません。

ただ、その上でなんですが、仮に請願を取り下げるとしても、これは思いや願いや目指されていることを否定しているわけではない。あくまでもその手段、議会に附属機関を設置するという手段に関して、私は疑問を感じ、質問をさせていただいておりますので、仮にこの場で請願者が請願を取り下げられたとしても、その思いや願いや、あるいはそういうものに対して何か否定的な評価をするものではございません。

◎ 委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございますか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（須藤智子君） 休憩して何をしますか。議員間討議ですか。

休憩にします。

（休 憩）

◎ 委員長（須藤智子君） それでは、時間も経過しましたので、休憩を閉じて再開をいたします。

◎ 委員（梶谷規子君） この請願に対して、ここで議運の中で賛否、結論をつけるんじゃなくて、継続審議という形で提案したいと思います。全体の議会基本条例推進協議会の中で、やはり議会基本条例の中にこの附属機関を求めますという内容について、もう一度議会基本条例推進協議会の中での議論をして、また議運でということになると思いますが、今のこの段階での議運のメンバーだけの賛否をとることについては、継続審議という形で提案し

たいと思いますが、どうでしょうか。

◎ 委員長（須藤智子君） 榊谷さんのほうからそのような提案がありました
が、ちょっと議員間討議に変えますので、皆さん、御意見を言ってください。

◎ 委員（片岡健一郎君） そもそも議員って何ですかという話なんですけれど、市民本位の附属機関をつくるとおっしゃられています、私が考えるに、多様な市民の方々からの意見、そういったものを吸い上げて、そして議案に反映させていく、そういったことが私は議員の仕事だと思っています。

本市議会には公共施設再配置検討協議会がございます。まずそこで議論を深めて、議員の中で合意形成をつくっていくというプロセスがまずは大事じゃないですか。それから必要であればそういう附属機関を検討しても、私はいいと思うんですけれども、まず順番が違うと思う。まず議員がやるべきこと、議会がやるべきことを考えると... ..

◎ 委員長（須藤智子君） いや、ごめんね、片岡委員。

今は榊谷さんの意見、きょうは採決をとらずに別の会議、議会基本条例推進協議会の中で皆さんの意見を聞きたいという提案があったんですが、それについて。

◎ 委員（片岡健一郎君） 済みません。

前回の議運でもおっしゃられていましたけれども、それぞれの会派から1人出ている。そして、一人会派の方もオブザーバーで意見を述べられる場であるということを考えますと、この場で付託されていますので、特に私は問題ないと思います。

◎ 委員長（須藤智子君） このまま審議を続けるということですね。

◎ 委員（片岡健一郎君） はい、この場でよろしいかと思います。

◎ 委員（堀 巖君） 僕は内容がちょっと非常に高度というか、さっきも説明があったように、これまでの法や憲法を含めて想定していない分野の提案なので、それぞれ戸惑いや、また勉強、研究すべきことがたくさんあるかと思っています。そういうことも含めて、榊谷委員は一度時間を置いてという意味も含めて、推進協議会の議論を会派でも意見を聞きながら推進協の皆さんの意見を聞きたいということだというふうに思いますので、私はその意味で榊谷委員に賛同いたします。

◎ 副委員長（鬼頭博和君） 今の榊谷さんの意見ですけれども、全員でもう一度話し合うというのはいいと思います。議運のメンバーは、確かに今、片岡さんが言われたように代表のメンバーが集まっているので、それなりの意見は出るとは思います。やっぱり議員一人一人いろんな考え方があると思いますので、もう一度この議会基本条例推進協議会の中でそれぞれの議員が意

見を表明し合って、そして再度もう一度ここで決をとったほうがいいのではないかと思います。以上です。

◎ 委員長（須藤智子君） そうしますと、議会基本条例推進協議会でもう一度審議をしたほうがいいという意見が多かったですので、片岡委員、よろしいですか。

◎ 委員（片岡健一郎君） はい。

◎ 委員長（須藤智子君） それでは、きょうは採決はとらずに、皆さん、また別の日、議会基本条例推進協議会の日にまた審議したいと思いますので、よろしいでしょうか、それで。

20日の議会基本条例推進協議会が終わった後ですね。

議会基本条例推進協議会の議題は幾つありますか。委員長、議題は2つでしたか。

〔「2つです」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（須藤智子君） そうですね。そこで時間がかかるようなことはないですね。

〔「ないと思います。決めるだけですから」と呼ぶ者あり〕

◎ 委員長（須藤智子君） じゃあ議会基本条例推進協議会が終わりましたら、この議運の請願の件をまた審議したいと思います。それから一応皆さんの意見をもらって、また議会運営委員会を開催して、そこで結論を出します。

一応日にちも決めておいたほうがよろしいですか、議運の日にち。

〔発言する者あり〕

◎ 委員長（須藤智子君） わかりました。じゃあ議会基本条例推進協議会が終わって、そこで審議をして、それからすぐにもう議運に移すという形になります。この場所でやりますから、議運のほうに移すということで行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、きょうはこれにて議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。